

近世村落における家と土地所有

福田はぎの

一 はじめに

近世初期の村切りを経て一村落というまとまりに編成された家々は、さらに本百姓体制下に相互に年貢負担者として一定の村請体制を形成し、またこの体制の維持が絶えず強いられることにより、家々が同一に本百姓（近世村落共同体成員）として再生産されることになるが、他面では事実上の土地「所有」⁽¹⁾主体として、家々は別個に独自の展開を遂げる多様な契機と可能性を持つものとみることができる。とはいえ家々の土地所有主体としての展開も、近世本百姓体制下においては、家相互の土地所有関係が本来一村内にいけば圧縮されているという条件下のそれであることは、十分留意されるべきだろう。むしろこのことは村内土地所有関係の変化自体を制約するというようなものではないが、この変化のあり方に対しては重要な規定要因となりうる。すなわち端的には農民層分化が超村域的に、より一般的に（明治以降の村外寄生地主の発展のように）促進されるといふのではなく、村内農民層分化として内延的に特殊化される傾向の発生することが考えられる。こうした土地所有関係の展開に対する近世固有のいわば村落規制が、後年の出入作関係の恒常化により新たな段階をむかえることは、もちろん十分想定しうることである。しかしなお、農民間の土地所有関係の

変化が村落構成員―家間の村という枠内部の確執として進展する面を無視することはできない。

ところで本稿は、近世村落における土地所有関係の展開を、その主体に改めて家を据えることにより、家間の確執という視点から捉えるという試みである。農民層分化もこの確執の一定の帰結に他ならないという意味で重要な検討対象となる。しかしここではこの帰結自体ではなく、むしろこの帰結が内包した家固有の動態に照明を与えることが課題である。また土地所有をめぐる家固有の動態にこそ、あらためて土地所有関係展開の主体としての家の実体を把握することができるはずである。その場合、家固有の動態といってもそれ自体多面性があるだろう。そこで以下の検討において注目のするのはこのうち分家創出という動態に限定することにした。

分家がとくに近世前期において、本百姓成立の基本的な一コースであったことはつとに研究史が明らかにしている（会津藩幕内村や松代藩奈良井村など）。分家は、家固有の土地移動である分地―高訳を通じて、村請体制の農民的創出の主要な一環となったのである。さらに分家は、この土地移動を伴うことにより、村内土地所有関係に一定の変化をもたらすこと、また新たな土地所有主体の創出にも結びつきうること、総じて分家は単に家々の個別的（私的）営為であるばかりではなく、村内土地所有関係の展開にたいし一規定要因として積極的に作用するというその「社会的」意義が注目に値する。家々の村内確執の動態局面を捉える視点に分家を設定することも、方法上あながち不当とは思われないわけである。しかし分家行為はなお、それ自体自律的ともいえる伝統的慣行の問題として、あるいは村内秩序（同族的支配など）の問題として、その実態展開には規定諸要因の錯綜が見込まれる。本稿ではこれらを含めた総過程の検討にはどうして及びえない。一事例研究（松代藩更級郡大塚村）として、村内の土地移動にかかわる一定の実態を明らかにし、これに即した検討を行なうのとどまる。

近世村落における家と土地所有

表一 大塚村の持高別階層構成の推移

	寛文6年 (1666)	明和4年 (1767)	嘉永5年 (1852)
150～200		1	
100～150	1	1	
50～100	5	3	2
30～50	4		3
25～30	1	1	2
20～25	4	1	3
15～20	5	4	2
10～15	9	10	10
5～10	1	19	14
1～5	1	21	34
1石未満		13	26
高請人計	31人	74人	96人
持高計(石)	986.402	943.692	744.357
平均持高(石)	31.8	12.8	7.75
屋敷地数計	52ヶ所	107ヶ所	※110ヶ所
屋敷地所持者	25人	65人	
屋敷地高計(%)	46.687	63.508	

注 ※嘉永5年の屋敷数は総軒数(五人組帳)
「大塚村御水帳」(寛文6年)「大塚村地押改帳」(明和4年)
「惣高名寄帳」(嘉永5年)より作成。

二 農民層分化と分家

近世村落の変化を示す基礎的指標として、家々による持高構成の推移をあげることができる。大塚村の場合、名寄帳

は幕末期に若干残す以外皆無である。

一方松代藩が真田氏の入封(一六二二年)以降、幕末までに行つた領内検地の二つの波に⁽²⁾対応する寛文六年(一六六六)と明和四年(一七六七)の水帳は残っており、これに幕末期の名寄帳を加えれば一応、近世期の主要な二百年間の変化を概括的にはあるが、あつずけることができる。

そこで表1によると持高構成の推移には、同期間内の前半(寛文―明和)と後半(明和―幕末)で異なる傾向が現われている。寛文期には寺社を除く

表-2 寛文6年の名請人持高と屋敷地

	本 田		新 田 (御朱印地)
	名 請 人	持高合計 屋敷地(石高)	
1	治郎右衛門	石 111.478	石 17.535
2	小 兵 衛	89.8675	
3	弥五右衛門	83.5955	
4	伝 之 丞	82.741	17.515
5	清 左 衛 門	60.624	
6	源 左 衛 門	57.027	
7	半 左 衛 門	43.664	
8	清 右 衛 門	41.159	
9	弥五左衛門	39.968	
10	安 之 丞	39.406	
11	勘 右 衛 門	25.282	ナシ
12	平 右 衛 門	23.861	1 (1.2)
13	庄 右 衛 門	23.328	1 (1.368)
14	作 右 衛 門	21.791	1 (1.8)
15	忠 右 衛 門	21.427	1 (0.816)
16	甚 兵 衛	19.603	2 (0.808)
17	賀 兵 衛	17.998	1 (0.72)
18	久 右 衛 門	16.837	1 (0.952)
19	八 郎 兵 衛	15.902	1 (1.296)
20	四 兵 衛	15.72	1 (0.924)
21	六 之 丞	14.698	1 (1.344)
22	弥 兵 衛	14.412	1 (2.024)
23	喜 左 衛 門	14.066	1 (1.4)
24	惣 助	14.036	1 (0.864)
25	九 右 衛 門	13.519	ナシ
26	仁 左 衛 門	13.38	ナシ
27	三 五 郎	13.2	1 (0.6)
28	九 之 助	13.161	ナシ
29	五 助	13.143	1 (0.288)
30	不 動 寺	7.268	ナシ
31	長 徳 寺	4.681	ナシ
	計	986.843	52 (46.687)
			35.05

注) 寛文6年「大塚村御水帳」より作成。

二九名の高請人全員が一〇石以上でかつ一一〇石台までに散在していたが、明和期には上限の上昇(一一石台→一六七石台)の一方で、二〇～五〇石のいわば中間的な階層は明瞭に減少し、全体として五〇石以上の少数の上位集団と一〇石以下を中心とする多数の下位集団の形成という階層分化が生じた。しかしさらに幕末期にかけては、五石未満が一層増加しながらも、上限の低下(一六七石→六七石台)に、入作高の増加(嘉永には村高の二割に近い二百石程度)があいまっ

て、上層農を中心とする村内経済の「かげり」すら窺われる。こうしたなかで高請人数はほぼ一貫して増え続け、また屋敷地所持者の増加には、この間の少なからずの屋敷地分割―分家のあとが示唆されている。実際、分家は高請人の増加の最大の要因であるとともに、以上で概観した階層構成の変化にも深く関与している。

寛文水帳に現われた二九名(表2)のうち、家系が判明するのは二一名にとどまるが、このなかの七名までがほぼ四〇石以上であり、当時の村内有力諸家を構成する注目すべき家々である。この二一名のうち弥五右衛門と作右衛門がすでに分家(二一名に含まれている。表3)を行っているほかは、いまだ分家を全く出していない。したがって二一名は家系が判明しない他の一八名の高請人とは血縁関係にない。またこの一八名の相互関係についても、後年に至って判明する限りで、本分家関係をなしている事例は含まれていないと考えられる。全体として分家創出は寛文期以降のことで、とりわけ二一名の大半が、のちに漸次分家を行うことを通じて本家としての位置を占めることになる。その寛文―明和の分家状態は表3が示す通りである。

同表中の六之丞と三五郎の事例によりはじめに寛文期頃の分家について若干の点を検討しておこう。ともに分家初代であるから(過去帳による)、その持高は土地分与の実態からそれほどかけ離れたものとは考えられない。両者とも一ヶ所の屋敷地と、ほかに二―三石程度の耕地を有する。六之丞を分出した側の弥五右衛門はほぼ九〇石であるから、この場合の分地は、当時に関して多く指摘されている均等分割によつたものではなかった。三五郎を分出した作右衛門は二二石弱であり、こちらも均等分割とはいえない。むしろともに、家として自立するに足る程度の分地が行われたとみられるのであって、そうであれば、屋敷地と二―三石程の耕地がほぼその基準に近いものであり、それは「小農自立」⁽³⁾に対応した分家創設とみなしても大過のない規模といえよう。

表-3 寛文-明和の分家と持高

	寛文水帳	明和水帳	本分家持高合計 (分家年次)
1	石 (町田)治郎右衛門 111.478 〔 11.3 %〕	◎市郎左衛門 170.488 小右衛門 56.018 金三郎 131.418 半治郎 80.97 与惣兵衛 25.623	石 464.517 (貞享) (宝永) (享保) (宝暦)
2	(宮島)小兵衛 89.8675 〔 9.1 %〕	◎常右衛門 12.886 幸七 5.836 ○伊右衛門 5.503 善兵衛 4.031 仁左衛門 6.582 市右衛門 4.431	37.407 〔 4.0 %〕 (寛永以降)
3	(新井)弥五右衛門 83.5955 〔 10.0 %〕	◎藤左衛門 12.74 勝右衛門 8.819 久右衛門 5.478	49.414 (享保) (宝暦)
21	六之丞 14.698	○平左衛門 8.333 円右衛門 14.044	(寛文以前) (貞享)
4	(塩島)伝之丞 82.741	◎甚助 16.916 平右衛門 0.8	17.716 (寛文以降)
5	(清水)清右衛門 41.159	清右衛門 3.353	3.353
9	(若林)弥五左衛門 39.968	◎弥兵衛 1.615 弥五左衛門 8.025 万五郎 2.081 五右衛門 1.872	13.593 (宝永) (寛文以降) (")
10	(小林)安之丞 39.406	喜四郎 5.532	5.532
11	(島田)作右衛門 21.791	◎忠右衛門 17.062 庄兵衛 0.492 平之丞後家 0.696	23.993 (寛文以降)
27	三五郎 13.2	三左衛門 5.743	(寛文以前)
22	(柳沢)弥兵衛 14.412	◎与左衛門 9.145 吉右衛門 3.245 与七 5.81	18.2 (享保) (明和)
	(宮下)六左衛門 —	◎六左衛門 61.98 与平治 13.49 八之丞 4.453 六右衛門 13.879	93.802 (寛文以降) (宝暦期)

注) 寛文水帳の番号は表2に対応している。

◎が本家, ○は孫分家を行った分家, []内は村高に占める比率。

ところで寛文検地は、初期（慶長）検地から七〇年余を隔て、松代藩が領国経済の基礎を固める「仕上げの工作」として行ったものであるが、実は、その際に「検地」という語が用いられた形跡はなく、実際の竿入れがあったわけでもない。各高請人には各自の持分地が列記された「石高帳」⁽⁵⁾（正式には例えば「大塚村八郎兵衛田畑坪々之石高帳」。ただしここ⁽⁴⁾で利用する寛文水帳はこれらを一村にまとめたものの写し）が下附されるが、その記載様式も、地字名、石高（分米、面積なし）、名請人（分附なし）が一筆ごとにあげられるにとどまる簡単なものである。この検地の力点は、むしろ専ら村請高の負担関係の確定におかれていたとみることができる。しかもその確定は村方で「惣百姓寄合致吟味田畑坪々ニ応して明細割付」というかたちで行われており、年貢村請制を支える村落体制が、「寄合」を通じ農民側で一定程度「主体的」に創出された面も無視できない。

その場合、新分家の六之丞や三五郎の持高が村内高請人のほぼ最低水準に位置していた点に、高請人確定の一規準が経営体としての自立性に求められていた結果をみることができる。ちょうど同じ寛文期に、信州北佐久郡五郎兵衛新田村では、それまでに「ある程度の高をもつ一人前の百姓になっている者」⁽⁶⁾が、「草分けであるとか、開発初期に来村したとか、または本家分家とか他村者とかいう系譜・条件の相違を問わず」皆、本百姓になっている。同時にこの本百姓を正規の構成員とする村落体制が固められる。大塚村でも高請人間の持高格差や屋敷地所持状態の差異―無屋敷人も含まれている―、⁽⁷⁾それに来村初代―安之丞が隣村青木島村からの村外分家初代―の存在等、二九名における多様な入村・来歴の混在が窺われる。しかし「一人前」である資格によって同等に各自の「石高帳」を手にしたとすれば、この高請人を確定する寛文検地は本百姓体制整備の画期でもあったとみることができる。そしてこうして出揃った高請人―本百姓の、これ以降の持高動態がはじめにみた明和期の実態に帰結していくことになる。

寛文期の名請人のうち一名のこの帰結を家の動態も含めてみると、第一には寛文期で村内最高位にあった治郎右衛門家（以下町田家と呼ぶ）がさらに持高を増し、明和期においても同様の位置にあるとともに、当家が寛文以来一〇〇年間にほぼ二〇年間隔で創出した四戸の分家のうち三戸までが本家に次いで五〇石以上の村内上層農を構成している実態に注目できる。また残る一戸の分家も合わせると、本分家の持高合計は四六四石余となり、これは村高全体の五割にあたる。寛文で治郎右衛門一戸が占めた同様の比率が一割程度であったのに比べれば、分家の創出が単に家数の拡大ばかりでなく、上層農の創出として、かなり著しい土地の拡大を伴った一族の繁栄に帰結したという、分家と土地集積の相互補完的ともいえるべき関係がみられる。

町田家の分家と土地集積の具体的な過程を伝える資料は皆無であり、したがってその「地主的土地所有」自体の性格は明らかにならないが、土地集積が個別の家の単線的な所有の拡大として、進展したというよりも、むしろ所有主体Ⅰ家の分派Ⅰ分家を伴った複線的ないしは同族的土地集積として進展した側面が注目される。明和期というほぼ近世中期を経過した段階で認められるこうした家の展開は、近世前期について本百姓の創出過程としてより一般的に扱えられた、名請高の縮小に結びつく「同族团的分裂」⁽⁸⁾とはむしろ逆の方向性を示しており、いうなれば既に形成されている本百姓体制を少なくとも村内土地所有関係のレベルで動揺させる一定の、「地主的土地所有」の展開に対応した同族形成・拡大という内実のものであったとみることができる。

本百姓体制の動揺をもたらす「地主的土地所有」の進展は、明和において町田本分家にまさり唯一、六二石の持高を示す六左衛門（表3参照）の存在によっても知られる。後年文化六年（一八〇九）の五代目死去まで代々六左衛門を通名とした宮下本家の初代は、宝永二年（一七〇五）を没年とする。この初代（過去帳にそうある）の家創設事情（新来住戸か

あるいはいわゆる譜代下人の自立か等）は不明であるが、先の寛文水帳の小兵衛（約九〇石、宮島家）持分のうち一筆の屋敷地には「六左衛門」の記述がそえてある。小兵衛の屋敷地六筆のうちにはこのほか「勘右衛門」の添書もあり、これが当時田畑のみで屋敷地を持たなかった勘右衛門（表2参照）に相当するのであれば、この「六左衛門」も寛文に既に在村していたとみなせると同時に、小兵衛への従属関係は勘右衛門に比べより一層強い状態にあったといえるであろう。いずれにせよ、六左衛門が寛文では本百姓の地位になかったことはほぼ確かであり、にもかかわらず明和では他の本百姓をしのいで土地集積を果たした事例ということになる。

大塚村の明和水帳（表題は「地押改帳」）ははじめにふれたように松代領内検地の第二波の一環として作成されたものであり、寛文水帳と並ぶ二大水帳である。しかしこの第二波は山間部には部分的にしか及ばず、主として平坦部に集中している。⁽⁹⁾ 恩田木工の出現した藩政改革期とも重なるこの検地については、独自に別途検討される必要があるが、少なくとも平坦部の主要部を占める川中島地方（大塚村も含まれる）が、北に善光寺の門前町と南に松代の城下町をひかえ、またこの間をつなぐ北国街道を擁しているということを考えるならば、当地方の村々への商品・貨幣経済の浸透は山間部に比べ相当著しいものがあり、それに伴う土地移動が、新たな水帳の作成と同時に寛文期以来の本百姓体制に画期的な修正を加える必要を促したことが、この検地の一背景にあったと見込むことは十分可能である。また六左衛門のようないわば後発的本百姓の存在自体、村内の相当激しい土地移動なしには考えられないであろう。そしてこの他面には、いうまでもなく大幅な持高減少となった家々がある。

寛文期の一一戸のうち町田家を除けば、すべてがこの減少例に該当する。町田家に順ずる八〇〇九〇石の名請高であった宮島家（小兵衛）や新井家（弥五右衛門）はともに一二石台までに低下した。しかしこの両家もまた他にも、さらに

表一 4 家系譜別戸数と平均持高

	戸	石
本家	9	35.55 (12.5)
分家	23	16.26 (5.44)
分家のみ	4	6.6
軒代	14	7.57
判明	4	2.96
不明	16	3.07
計	70	

注) 高請人のみを対象とした。

() は町田マキを除外した場合。

宮下家においても、町田家と同様に明和までに複数の分家が創出されている。持高における集積と散逸という対照的な差違の一方で、分家創出→同族形成という共通の動態を示した家々が多い。この間の村内階層構成の展開を規定した要因として、分家と土地移動が絡み合いながら進展した事実を無視することはできないであろう。

そこで明和における各持高を同族集団別に把握してみると、まず町田家と宮下家については、本家間の持高格差に対応するように、宮下家の分家の方が格段に低い。また他の本家については大半の場合、一、二—一七石台で、宮下家の二戸の分家の水準にほぼ相当し、その分家となるとさらに低位で、このうちには五石台以下も多い。本分家集団を当地というマキと呼びかえるならば、明和の村内持高分布はマキごとに概ね上位→町田マキ、中位→宮下マキ、そして低位→その他のマキ、という区分を与えうるといえよう。しかもいずれのマキにせよ(例外は若林家、分家に対する本家の優位性は明らかで、上中下位の各内部持高構成はみな本家を頂点とするかたちになっている。さらにマキを形成してい

ない高請人を含めると(表一4)、「一軒のみ」の家の持高は、分家諸家よりは若干多いが、本家諸家の水準には達していないという傾向にある。全体として本家統制に特徴づけられる同族的村内編成が、少なくとも持高構成においてかなり明瞭に現われている。

はじめに概観した明和までの農民層分化は、こうして、上層集団の形成にしろ下層集団の形成にしろ農民I家による村内土地移動が、分家という動態を内包した結果であることがわかる。とくに上層集団を独占することになった町田マキの存在は、農民層分化をもたらした「地主的土地所有」の進展自体が、同

族の拡大という一定の展望に媒介されたものであったことすら推察させる。それは土地所有主体が家であることへの注意を改めて促すものがあるとともに、実態としては、こうした主体のあり方が、さらに村落という家関係の枠組みのなかでどう展開するかが問題となる。

三 同族と村落再編

明和検地が本百姓体制の画期的修正とみなしうる点については先にふれたが、大塚村ではこれに先立つ宝暦七年（一七五七）に、構成戸を東組と西組に二分し、相互が年貢請負単位として独立するという組切りを行っている。持高にみられたマキ間格差は実はすでに、この組切りを経た結果としては、新たな二つの村への「分裂」の局面にまで至っている。

この東西組切りは近世初期の村切りとは異なり、領主からではなく村内の要求に基づき、また地域区画―村境を明確にするというのではなく、二つに振り分けられた家々の各持高を組別に合算し、これを各組高として固定化するという属人主義的な村高再編による「村切り」である。この組切りの具体的な過程を明らかにできる資料はほとんどないが、結果からみて村請制―村落体制の内側からの再編が行われたことは確かである。

もっとも明和検地は大塚村一村として行われており、水帳も一冊にまとめられている。記載形式は寛文検地のように人別に名請地が列記されたものではなく、字地別に一筆ごとに面積、分米、高請人名が記されている。各筆を組別に仕分けるような記入は皆無であり、組切りという結果は水帳末尾にある東西の各組高の書上げが示すにとどまる。各高請人の持分は相互に混在錯綜しており、この検地が属地主義的に行われている以上、当村を二村として取扱うことは、領

主側にとつてはあまりに変則的にならざるをえないであらう。代官所は「御役人様方当村へ御出被下置：村方万事和談之趣御尋被下置」とあるが、特別の干渉を加えた形跡はみられず、年貢皆済体制に支障なく、また村方の紛糾さえなければこれを承認するという対応であった。以後、五人組帳、名寄帳その他の文書類は、東西別個に作成され、三役人も東組と西組のそれぞれが立てることになる。そしてこの場合、組切りが家々のどのような二分であったのかが、ここでは問題である。

そこであらかじめ次の文書を引用しておきたい。そこに示される西組の要求は結局通らないのであるが、組切りが「惣百姓相談之上」としながらも、必ずしも「万事和談之趣」とはいえないこと、またこの背景には組切りによる東西各村高の著しい不均衡があることを文面は示している。

一札之事

一拾弍年巳前宝曆七丑年当村水普役相請候者無御座候ニ付惣百姓相談之上組訳奉願漸組切ニ落着致只今迄双方無事故御百姓相勤候処ニ西組之義ハ小高二御座候得ハ三役人相立候而ハ年々無益之失脚等も相懸リ候ニ付此度地押御改詣るを以奉願此末何卒先年之通老組ニ罷成度段申入候処ニ各々御承ニ御座候而致過分候右願之通り被仰付被下置候ハ、末々左之通り相懸可申候

一右老組ニ而ハ大郷故末々名主役難相勤義筋も可有之御座候間只今西組高辻三百十何石之分ハ左之人別之内ニ而組頭老人相立諸上納取集石高老人ニ而所持致候趣ニ而万端相勤可申候段致承知候尤組頭給何程并外三役人給共ニ惣高割ニ可致事

一夫銭割其外諸相談寄合等之節も大勢ニ御座候へハ右組頭老人罷出諸相談相究候ニ而左之人別ハ右大組頭方へ寄合

右之趣承り可申候右組頭寄合へ罷出候而相談得心之上相究り候事ハ不依何事返替申間敷候事

(後略)

(西組三役人、惣連中から東組三役人、頭立、惣百姓中に宛てて書かれたもの。ただし写し。これを含め本文中に断片的に引用する組切り関係文書はすべて町田本家所蔵のものである)

西組惣高辻三百何十石とは、この文書の差出人西組惣連中(ただし名をうらねているのは高請人のみ)の各請高の合計にほかならず、残る近世期を通じて西組高一村高として維持されるわけだが、すでにふれたように、この村高は西組惣連中の各持高の合計なのであり、したがってこれまでに一村として展開した農民層分化を事実上前提にしている。東西兩組の持高構成は後掲表6が示す通りであるが、家々の二分としては、持高で上位の町田マキは東組に、中位の宮下マキが西組に、下位の宮島、新井の各マキは西組、島田、小山の各マキは東組にそれぞれ再編されている。結果として町田マキが属す東組は西組のほぼ二倍という不均衡な村高分割が生じることになった。したがって西組惣高辻が「小高二御座候」とは、西組側の村高の明瞭な相対的低位性をいっただけのものである。また文面にあるようにこの西組が独力の村落運営を拒んでいるのは、町田マキという大高持層のいわばカサを失うことにより、それがさしあたり荷重負担となっている実態を示すものといえよう。

ところで大塚村は地域的に概ね六つに区分することができ、この各地区の中心部が居住地一屋敷地としてほぼ三つずつ二列に連鎖しあっている。また各地区居住地にはマキが形成されており、その状態は二列のうち東側に位置する宿、南、久新河原にそれぞれ町田(宿)、島田、若林(宿一南)、小山(久新河原)の各マキが、西側の新町、大北、北島にはそれぞれ宮下(新町)、宮島(大北)、新井、柳沢(北島)の各マキが、というようにである。このほか「一軒のみ」や従属身

4年)

宮 島 マ キ	そ の 他		寺社・村中
	東 組	西 組	
	石 17.854		石 11.809
	4.879		15.934
	12.01	石 0.244	0.966
石 1.025	50.328	22.196	6.878
1.508	19.923	27.286	0.558
22.244		24.908	
10.756	23.778	40.565	
1.976	4.839	7.668	

分層を含み、マキおよび家々は地区別の近隣集团的配置状態を呈している。組切りはこの配置状態に即して、マキおよび家々を東西に分けた結果、先述のような主要マキの編成となったわけである。しかしながらこの例外が宿（本家）から北島に出た町田家の二番目の分家（明和で一三三石余）である。この分家は西組ではなく東組に属することになった。もともと分家が他地区に創出されていること自体が当村では例外なのであるが、それにしてもなお、組切りがマキ結合を前提ないし踏襲したことを確認しておくのは無意味ではない。とりわけ町田マキにおいては、このようないわばマキ

不分割原則が一族の集積地を新村内に確保する不可欠の条件となる。

明和のマキ別高請関係を、さらに耕地をも含めた地区区分に基づいて示したのが表5である。これによると宿、南、久新河原では大半が町田マキの持分となっているのに対し、新町、大北、北島ではむしろここに居住地をおく宮下マキ（新町）、宮島マキ（北島）、そして新井マキ（大北）が一定程度の持分を確保しており、町田マキの「進出」にもかかわらず、場合によってはこれを上回る持高さを示している。一体に町田マキの土地集積は全地区に及んではいるがこれら新町、北島、大北ではその程度が一段と低い状態にある。そしてこの三地区を居住地とする家々が西組になったのであるから、組切りが他ならぬ東西へという分離形態をとった有力な背景には、町田マキの集積地におけるこうした地区間差異があったと考えられ

表一 地域別マキ別持高構成 (明和)

地名	総計	町田マキ	宮下マキ	新井マキ
宿村	石 109.321	石 79.658 (72.9%)		
南村	74.897	43.989 (58.7%)		
本江堰	106.76	79.692 (74.9%)		
久新河原	199.92	112.642 (56.3%)	石 6.851	
新町	176.239	57.531 (32.6%)	662.379	石 7.053
北島	124.692	45.965 (36.9%)	15.589	15.986
大北	116.959	9.313 (8.0%)	6.702	25.825
その他	52.146	34.719 (66.0%)	2.397	0.547

る。またそうであるならば、家々の二分の基準は町田マキの所有実態に基づいたものであり、ひいては組切りの主導的位置にあったのが、町田マキとりわけその本家とみることが可能になる。

組切りにより村高が縮少した結果、町田マキの新村高に対する占有率は逆に七割以上まで増大した。当一家族の集積地に立脚した村内有力マキとしての地位は、村請高の分割・縮少による村落の再編を通じて、格段に強化されたとみてよいであろう。この場合、村落といっても、その貢納単位としての側面が問題である。年貢村請制という近世村落体制のもとにおいては、貢納単位としての東西西組の分立は、相互を制度的に他村関係に再編するにとどまらずに、村落の内的運営体制をも別個のものとする。西組側が村方諸負担に耐えないことを理由に一村再統一化要求を出したのも、この意味での村落としての自立を拒んだことに他ならないと考えられる。そして、結局は西組の要求が通らなかつた面を把えるならば、組切りとは「和談」の所産であるどころか、町田マキがその本家を頂点とする支配・統合の村落的基盤を、西組という新村を分立させる(切捨てる)ことにより、再編・強化しようとしたものとみることができ

る。またこれに際し町田家は、元来幕藩権力により外的に与えられた村落制度を逆に手段化したともいえるであろう。

近世中期を経た農村では、領主側の対応をも背景として、年貢村請制の⁽¹⁰⁾実態面における多様な複雑化があったと考えられる。この組切りも例外とは思われない。その場合この複雑化は農民が本百姓・年貢負担者でありながらも、むしろそれ以上に土地所有に立脚した利害を主体的に追求する発展方向にある段階で生じていることが無視できない。組切りの前提に一定の農民層分化過程のあったことがその端的な現われである。村内の最も有力な土地所有者がその所有実態に即して、農民身分において村請体制を再編したのである。しかし他面ではこうした村落再編が可能であったのも、その実力の基盤が村内にあったからであり、この意味では組切りは近世村落体制の枠内での個別村の内的再編にすぎない。当家における「地主的土地所有」の進展が、同族的村内勢力の拡大に帰結するマキ形成・拡大と絡んでいたのも、その土地所有がもともと村落支配という展望下に推進されたものであることを示唆している。そしてこのようにみると、西組という新村を切り離そうとしたことは、町田家のいわば同族的地主的発展の順調な展開方向においてではなく、この発展の基盤とした村落体制自体が当家にとってむしろ発展の阻止的な要因と化していることを示している。ここにおいて組切りの、有力村内地主による反動的村落再編という別の側面が問題になってくる。

四 分家の諸形態

(1) 上層諸家の動搖

明和検地から二〇年程を経た天明末期に、東組では村落運営の最高位にあり、かつ藩公認の頭立役三名が代官所から

詮議を受ける。天明五年（一七八五）以来、潰同様の扱い（御手入被成下置重キ御厚米頂戴仕候）にあるのに「三人先年之通頭立役相勤候義如何之訳」が問い質されるのである。この三人とは町田本家と第一、第三の分家である。第二の分家は明和以降、村外他出（武家奉公）し、一三二石余の持高はすべて他家の手に分散した。当時の流出先は確認できないが、参考のため判明しうる明治初期についていうと、五〇石以上が隣村諸家へ、四五石余が西組へ、そして東組内には二五石余が残っているにすぎない。このうち町田家には二家（別の分家）による一一石弱が買戻（？）されているのみである。

さてこの分家の村外他出も含めて、組切り後一世代も経ないうちに町田マキは内部の動揺を顕にするが、事は村内で庄倒的優位を占める一族において生じているため、東組全体の動揺に通じる。詮議における町田本家による次の返答文が、その一端を示している（文中の市郎左衛門が町田本家である）。

此段市郎左衛門所持之御本田高百六拾八石余御座候処数年御拝借他借金多利負ニ罷成身上行立兼難渋至極ニ奉存安永七戌年先御支配様江奉願候処御情を以拝借金尅割五分利下ヶ年賦ニヒ成下其外他借之義ハ建家長家酒造一卷相払夫々申詫仕質地年賦金等ニ而相片付右御拝借年賦引当之御田地所持仕御上納出精仕候内天明三卯年一統之凶作困窮ニ付未進莫太ニ御座候而御拝借年賦御上納茂仕兼取統難渋仕難渋至極仕候ニ付奉願候処重々之御慈悲を以御手入ヒ成下置難有仕合ニ奉存候

（中略）

…一鉢当村之儀者薄地ニ御座候上人少之村方ニ而御田地余リニ罷成候故大高所持仕候而茂他村江入作ニ付未進等莫太ニ御座候故年々引負ニ罷成右大高所持仕候者共御田地村役元江差出シ相潰候得ハ一村借潰ニ罷成候義一村之御救

と成下置候：

(後略)

本家の持高は明和檢地当時とほとんど変わっていない(二戸の分家も同様)。しかしその内実は多様な意味で大高持の実質を失っていることがわかる。その要因に関し、さしあたり組切りとの関連で次の点を確認しておきたい。すなわち西組の二倍の村高となった東組においては、村内労働力だけでは手余り地が生じ、耕作を村外小作人にも依存しなければならぬことが、「未進等莫太」という地主側の不利を発生させているという点である。一般に村方地主の特権的有利性は応々指摘されるところであるが、ここではむしろ小作料収取における村外地主の相対的不利性が問題になっている。これについては年貢の一村完納が要求される場合とりわけ天明の凶作という时期的背景がある、小作人は村内に自作地があればこちらの分を、あるいは小作人は村外地主よりも村内地主の方に優先的に収められるという村内秩序の一般的傾向を考えることができる。

いづれにせよ、町田家の所有地が西組居住地区に及んでいる状態により、小作関係が西組構成員との間に成立しているとみるならば、それまでの村内小作関係を小作関係へと転換した組切りこそ、町田家における村外地主の不利性を創出した要因にほかならないことになる。もともと組切りが立脚した持高とは土地所有関係の一表現にすぎず、組切りはこの関係の具体的な側面をなす地主小作関係の再編にまでは及びていないことが問題の背景をなしたと考えられる。そして「未進等莫太」は、年貢村請制が地主小作関係の村域外展開に対し制約的要因として作用する面を表わしており、町田家に即してみれば、組切りにおいて自ら手段化したこの制度に、のちに不利な逆規定を受けたということになる。

町田マキの一定の破綻についてはなおその他の要因も含めてそれ自体の検討を要すると思われるが、ここでは立入るゆとりがない。ただその影響が実際に「一村僭漬」に近いかたちで現われたことは、文化九年「当村之義前々大高所持仕候者潰ニ罷成連々困窮仕候上去ル己春中伊惣治（島田本家）潰ニ相成尚又外六人之者一同同年吳ニ潰申出」という事態によって知られる。村内高請関係の著しい不均衡のもとの大高持層の潰れが、村方負担を極度に荷重にしているという意味では、ここにも組切りの東組側にとつてのマイナスの影響が現われているといえよう。一方西組においても宮下本家の持高が、文化末には一六石まで低下している。明和で当家に次いだ伊藤（I）家（明和三三石弱）も同時期には八石台である。宮下家は文化前期に分家を行い、相当な持高分割が行われたとみられるから（文化末に新分家は一八石、この分家には請高負担の軽減という意義があつたとも考えられる。一体に、持高は所有関係の表現形態である他面では封建貢租負担関係の表現形態でもある。そのどちらが優位に作用するかはその時々々の村方の諸事情―藩政のあり方も―により変化するであろう。ここでは断定的な言い方は避けなければならないが、ほぼ文化期頃までの大塚村では、持高の多いさが個別経営の安定的発展の基盤となりえる実態を把えることは少くとも既成の有力家については難しい。

一方、西組でみる限りちょうど同じ文化末頃に、新たな農民層分化の傾向が明瞭になる（表6）。後年さらに土地を集積する宮下家の分家（宝暦の分家）が、本家をしのぐ二七石余を示し西組最高位を占める。東西両組を通じ明和と嘉永の上位一〇戸を比較すると（表7）、明和の一〇戸は嘉永にはことごとく大幅な持高減少に帰結している。上位一〇戸は町田本家を除いて、嘉永にはすべて入替った。これに伴うように、明和では皆無であった入作高が東組約五〇石（内東組からの出作高三石二名、東組では約二〇〇石（内西組からの出作高三三石余五名）に増加した。このような入作高の増加傾向は少くとも土地所有関係が（加えて耕作実態も）村域を越えて進展しつつあることを示している。

表一 六 大塚村東西両組の持高階層構成の推移

持高階層	東 組	西 組				東 組	
	明和 4 年	明和 4 年	文化期末	嘉永 5 年	元治 2 年	嘉永 5 年	
100石以上	2						
70～100	1						
50～ 70	1	1			1	2	
30～ 50				1		2	
25～ 30	1		2			1	
20～ 25		1		1		1	
15～ 20	3		3	1	1	1	
10～ 15	2	7	4	4	3	6	
5～ 10	8	10	9	8	10	5	
1～ 5	8 } 70.6	12 } 75%	19 } 79.5	22 } 86.5	19 } 91.7	11 } 65.8	
1 未満	8 } 70.6	5 } 75%	7 } 79.5	15 } 86.5	15 } 91.7	9 } 65.8	
合計	人数	34	36	44	52	60	38
	持高	石 628.27	石 296.12	石 259.34	石 246.83	石 237.35	石 428.339
無 高 人	*	*	17	15	11	16	

注) 明和 4 年については無高人人数は不明、寺院は除く。

持高上位10戸の推移 (明和～嘉永)

明和 6 年	嘉永 5 年	減少率	嘉永 5 年の上位10戸			嘉永 5 年	(明和 6 年)
石	石	%				石	石
170.488	67.654	△60.3	1	大之助	町田 I (本) 東	67.654	(170.488)
131.418			2	重左衛門	町田 II (本) "	63.414	(11.958)
80.97	12.643	△84.4	3	藤 吉	宮下 (分) 西	45.373	(13.879)
61.98	13.688	△77.9	4	小林義一	小林 (一) 東	32.831	(5.437)
56.018	0.236	△99.6	5	慶左衛門	小山 (分) "	30.019	(6.392)
25.623	14.444	△43.6	6	芳 吉	伊藤 II (一) 西	29.164	(—)
22.824	0.262	△98.9	7	永 助	町田 I (分) 東	28.248	(—)
17.129	1.354	△92.1	8	弥五左衛門	若林 (分) "	24.393	(8.025)
17.062	1.760	△89.6	9	重三郎	新井 (本) 西	20.704	(12.74)
16.916	0.555	△96.7	10	忠左衛門	清水 (一) 東	19.019	(6.958)

嘉永の六位伊藤(Ⅱ)家は安永八年(一七七九)隣村小島田からの村外分家として西組の新町に居住した。村外分家の事例は希有とはいえ、入作高が増加傾向を示す段階では、分家が既成村落構成員の拡大(村内分家)としてばかりではなく、村外所有地に依拠した村外分家としても行われうることを、この事例は示している。一方他の嘉永の上位諸家は、大半が分家あるいはマキを形成していない家々である。かつてのマキ間格差や本家の優位性は、ここではもはや基本的に失われている。これに対応するかのようには、分家創設あるいは分家の意義自体にも新たな変化が生じていることについては、項を替えてみていくことにしたい。

(2) 分家の諸類型

天明期に詮議を受けた東組の頭立役については、弘化四年(一八四五)にも、今度は村内で紛糾が生じる。この時頭立として名を連ねているのは町田本家と町田(Ⅱ)家そして小山分家で、持高(嘉永)においてはそれぞれ東組の最上位と二位、四位(表7参照)を占める家々である。ここでは町田家による独占体制が崩れ、土地を散逸した当家の分家二戸が入替っている。頭立役の資格が概ね持高の大きさにあることが示されている。ところで村内の紛糾とはこの三戸に加え「当村頭立役人少二付：長百姓小林義一重立弥左衛門同断直右衛門右三人之者新頭立役為相勤申度」旨が代官所に提出されるなかで発生する。

新頭立候補の小林家は嘉永に東組で三位の持高の家で、町田本家以外の頭立二戸と同様に、幕末にかけて持高増加を

表-7

明和6年の上位10戸			
1	市郎左衛門	町田 I (本)	東
2	金三郎	" (分)	"
3	半治郎	" (分)	"
4	六左衛門	宮下 (本)	西
5	小右衛門	町田 I (分)	東
6	与惣兵衛	" (分)	"
7	惣右衛門	伊藤 I (一)	西
8	弥八	小山 (本)	東
9	忠右衛門	島田 (本)	"
10	甚助	塩島 (本)	"

注) 明和6年「地押改帳」嘉永5年「惣高名寄帳」より作成。

示した家である。もつとも小林家も寛文期には四〇石（安之丞）を名請していたから、これらを「新興」とは規定し難い。しかしまた他面では小林家は近世期を通じて分家を行っておらず明和では五石台、また小山家も同時期六石台で本家一七石より下位にあり、町田（Ⅱ）家も当時は一二石台、分家は文政以降の一戸があるにとどまるから、承譜上はともかくも、いずれも明和期の同族的村内秩序の間隙をぬうように頭角を見わした幕末期の新勢力とみなしうる家々である。一方残る二戸の新頭立候補は先の天明期に詮議を受けた町田家の第三の分家（弥左衛門）と宝暦の第四の分家（直右衛門）であるが、紛糾はこのうちの直右衛門を、町田家の文化期の第五の分家と弥左衛門から寛政期に分出された与惣治（本家からみればいわゆる孫分家）が否認するということにおいて展開する。特に与惣治の反対は執拗であり幾度にも及ぶ当事者、村役人そして代官所間の書状交換が行われる。町田家のこれら分家の持高（嘉丞）は反対者の与惣治（嘉永には永助）が二八石余で最も高く、他は第五の分家一三石、また候補の弥左衛門一二・六石余そして直右衛門一四石となっている。頭立役の資格に持高があるとすれば、実は与惣治こそ新頭立候補になるはずである。

ここでは関係諸家の細部の利害実態には立入らないが、この紛糾の基本的性格として、本家の優位性ないしは統制力が発揮されていないこと、逆に新分家が旧分家を公然と批判するかたちをとっていること、総じて町田マキ内部の粉料として展開されていることに注目したい。村内の旧勢力において、その同族的支配の特質が内側から崩壊しつつあるといえる。その一環としては、この一件で反対された直右衛門自身为天保期に、本家との金銭争いを昂じ奉行所へ吟味歎願書を出すという別件を起こしている。その際、本家へ向ける批判の項目には、本家もまた一定の変化を遂げつつあることが現われている。すなわち本家は「二男与三郎別家可為仕源太夫勇左衛門民治等内談仕」あるいは「御他領親類共内談仕」一方で「別家旧親江者聊モ申談茂不仕」とあり、源太夫他二名は他村の親類であるから、本家自らが村内マ

キ関係を脱脚していく方向が存在するのである。家間の関係において、タテの村内・同族関係から村域を越えたヨコの親類関係へと(12)いう重点移動がある。この実態は伊惣治の行動も含めて、村内土地所有を基盤としたマキの共同利害が、この基盤自体の動揺を通じ、より個別的な利害へと移行しつつあることを示すものといえよう。

しかし近世末にかけてのマキが一律にこのような展開を辿るとはいえない。東西兩組を比べると(表8)、東組では分家創出が停滞しているのに対し、西組ではこれがむしろ活発に行われ、東組とは対照的にマキの拡大がこの時期の特徴とすらいいうる。その場合、分家創設は次のようなかたちで行われている。

： 如八郎弟和十郎今般勝手を以妻子召連兄如八郎居屋敷地之内家作仕同組之内江別家為仕如八郎請合判ニ罷在度組合熟談之上奉願矣尤御製禁之御高訳ホ決而不仕矣：

もともと村内は、各自の印判を持つ頭判(帳頭)とこの請合判のもとに統括される判下(帳下ほか)によって編成されており、判下はさらに頭判の血縁分家と非血縁の譜代従属農民とに区分される。このうち判下分家は一般的に新分家の村内における初期的地位であるが、のちにある程度の高請人になる(事実上は分地―高訳分を含むものが多い)ことにより頭判へと昇格する場合もある。いずれにしても地位の決定は各家の任意ではなく五人組の「熟談之上」で決定される。なお五人組は、この時期には頭判の戸数だけをとっても五軒単位ということはほとんどなく、さらに分家による判下の増加により、世帯数が三〇戸以上に及ぶ組合もある。

そこでこうした村内編成を東西兩組間で比較すると、東組では頭判数二四戸が固定的に維持されている(慶応も同様)のに対し、西組ではこの増加の一方、非血縁判下の昇格もより顕著な傾向となっている。非血縁判下に独自の傾向としては東西兩組ともに昇格が遂げられないままに消滅するケースが少なくない。東組ではこれにより村内戸数が明らか

非血縁従属農民戸数の動向

西組 五人組名	家系	寛政11 (1799) 年		安政 2 (1855) 年			
		戸数(内判下)	非血統 判下戸数	戸数(内判下)	非血統 判下戸数	非血統 自立戸数	
新町(I) 大北	宮下	4 (1)	2	6 (1)		1	
	伊藤(II)	1	1	1	2		
	宮島	2	3	2	1		
	松川	2 (1)	1	4 (2)		1	
	新井	1	3	5 (3)	2		
	宮下	1	2	1	1		
	蟻川	1		1			
	北島	伊藤(I)	1		1		
		新井	4	9	7 (1)	5	2
		宮島	6 (5)	1	7 (5)		
大久保		1		1			
安倍		1	3	2 (1)	2	1	
新町(II)	清水	1		1			
	柳沢	3 (1)		4 (4)			
	片山	1		1			
	味岡	1		2			
	丸山	1		2	1		
不明	A	2 (1)	3				
	1	1					
		35 (9)	28	48(15)	14	5	
		63 (26)		67 (38)			

に減少している。しかし西組では昇格コースもまた存在するとともに、判下におけるこの非血縁従属戸と分家の境界線が希薄になっているというのが幕末期の特徴である。続いて昇格コースの例を判下分家の昇格例とともに次にあげておく。

- 一、当村重三郎別家弥十郎
義去ル二十六ヶ年以前
寅年別家仕追々出精仕
当節御高五石九斗四升
余所持仕矣ニ付帳頭組
合和談之上判を以同組
之末江頭名ニ罷出：
- 一、同人帳下藤作当時御高
九石六斗余所持仕矣ニ

表-8 組別家系別の戸数および

東組 五人組名	家系	文化9(1812)年		嘉永6(1853)年		
		戸数(内判下)	非血統 判下戸数	戸数(内判下)	非血統 判下戸数	非血統 自立戸数
宿	町田	4 (1)	18	4	12	1
	塩島	2 (1)	1	2 (1)	1	
宿南	若林	4 (2)	4	4 (2)	3	
	町田(II)	1	1	2 (1)		
南	島田	8 (5)	1	6 (3)		
	堀口	1		1	1	
	市川	1		1	1	
久新河原	町田(III)	1	1	1		
	小山(I)	6 (2)	3	3 (1)	2	
	小山(II)	1		2 (1)		
宿中	小林(I)	2 (1)	1	2 (1)		
	町田(I)	2		2		
	中島	1		1		
	島田	1		1		
	小林(II)	1		1		
合計	36(12) 30 66 (24)		33(10) 20 1 54 (24)			

注) 「宗門人別御改御書上帳」「五人組軒別人別御書上帳」より作成。

付帳頭組合和談之上新
判を以同組之末江頭名
二罷出:

藤作家は新井本家の無高判下であったが、父政五郎の代には四石以上の質地を入手(文化六年質入)し、さらに藤作の代でも順調に所有地を拡大することにより九石台、慶応には一一石近くにまでなる。いずれも居宅周辺に田畑が集中しており(地番で三〇一四〇番台で二筆)、中堅的な農民(百姓)としての発展を遂げた結果、頭判の分家弥十郎を上回る持高になった。西組の非血縁判下の昇格コースは共通してこのようなかたちを示

している。

一方血縁分家といつても近世末になるほど分地高は減少し、無高分家も目立ってくる。弘化に初見の借屋という判下肩書は西組においてすべてこの無高分家に付されている（慶応では八戸）、同じく借屋といつても東組では潰後在村している家に一例あるだけである。借屋という地位名称自体は事態の表面にすぎず、その内実においては、とりわけ無高分家の広範化が西組側の特徴である。そこで寛政から嘉永までに四戸の分家を行った新井家（寛文以前の分家六之丞から貞享に出た分家、五人組は大北組）をみると、寛政の一戸目の分家には田畑四・六七石が高訳されているが、天保の二戸目は一石程度の高訳そして三・四戸目は無高で借屋肩書となっている。この間他家との若干の土地移動を含むが、明和で一四石余のこの新井家は、四戸の分家を経た嘉永には本家一〇・二石と各分家が旧い方から三・六八石、〇・九六石そして無高二戸と持高細分化があった。分家創出が高請人の増加と村内持高構成における底辺の拡大に結びついていることが示される。

ところでこのような分家盛行の半面で、新井家の寛政にみる三戸の非血縁判下は一戸が文政に拳家離村、一戸が相続人がなく残る一人（女）の死去により嘉永に消滅、そして一戸だけが一・二石余（嘉永）で依然判下（帳下）の地位にある。判下世帯の再生産は縮少傾向がみられるのであり、一方血縁分家はそれによる西組戸数の減少をカバーするように創出される傾向にある。ここに本家（頭判）経営を支える労働力が従属戸にかわり血縁分家に移行しつつあることができる。他の分家ないしマキ拡大の事例も多くが、他面で非血縁判下戸の減少を伴っている。全体として非血縁判下戸の消滅と昇格による減少のなかで、西組が一定戸数を維持ないし微増させている要因には血縁分家の創出がある。

このような分家は、町田家にみられた本家の所有地を基盤に所有地の拡大としてのマキの拡大に結びついた分家とは性質を異にすることはいうまでもないであろう。それは農業経営を支える互助的労働組織を基本的な性格としているとみることができる。そうであればこそ無高分家も創設されるのであり、また一定の土地を確保した判下層においても分家は行われうる（先の藤作家が文政末期に弟世帯を分出している）。そしてこうした労働組織としてのマキの拡大は、経営体が血縁関係としていわば純化していく方向を示唆している。さらに非血縁判下の昇格により身分的均質化を示す西組ではこの純化が村落体制自体の変化とも結びついているといえよう。町田本家にみる村外親類関係への傾斜をあわせて考えるならば、ともに近世村落の枠組みが弛緩しつつあることが示される。そのなかで家が、より個別的な利害を原則とする動態において、土地所有あるいは経営にそれぞれ立脚基盤を異にして、多面的に展開していく方向が現われている。

五 小括

近世村落における複数の分家創出を通じた同族団の形成・拡大という実態は、全国的に一般的な家の動態ということではないであろう。しかし特定の家々を構成員とし、一定の村内秩序を形成している近世村落の展開が、分家（ないし世帯分割）による戸数拡大をともなったことはむしろ一般のともいえる。そして以上の検討を通じて少くとも大塚村では、それが一定の農民層分化に帰結する家間の土地所有をめぐる確執と結びつくことにより、村内土地所有関係展開の主要な一環に同族という家集団形成の動態が位置づけられることが確認しえたと思われる。それは土地所有者としての発展が、同時に家としての発展の希求を内包する性格のものであったことを示しているといえよう。こうした

土地所有主体―家の発展は、しかし実現の機会がすべての家に与えられているわけではない。他家間の土地移動と分家地による土地移動が交互に混在するように進展した一定の帰結として、この発展を現実のものとする特定の家が現われるものとみることができるとは、したがってより多くの村内諸家にとつては、この発展の可能性は潜在的な希求にとどまらざるをえないことになる。持高階層構成に現われる農民層分化は、こうして家間の土地所有面に現われた浮沈といわば相互に逆方向の展開の一定の帰結を表明したものであるといふことができる。

しかし土地所有に立脚した形態は、家の発展の唯一の形態とみなすことはさしひかえねばならない。もともと町田家における土地所有自体、この所有が近代へと連繫しうる、事実上の私的土地所有といふ性質のものとは必ずしもみなしがたい。近世固有の村落体制の枠内で村落上層農のいわば特権的な所有であったことは、宝暦期のこの所有が依然する村落体制自体の再編を誘引した点に窺うことができる。また集積地の同族的拡大もこの所有の特徴と無縁ではないと思われる。そして近世村落体制に依拠したこうした特権的土地所有が、内側から崩壊過程に入る一方で、新興上層農の出現によって一般的变化を示すのは幕末期である。この段階において当村にみられた村内土地所有関係の展開の一環としての同族の意義は後退を余儀なくされる。

こうした分家形成の近世的形態とは別に経営集団としての分家創出・同族形成が出現するのは幕末期である。そしてこうした自家経営の展開方向上に位置づけられる分家創出行為こそ、近村村落の動揺とも結びつくことにより、近代へと連繫しうる幕末段階の新たな家の動態といふことができるであろう。むろんこの動態が明治以降一面的に完全に展開するとはいえないが、家の地主制との対応関係の一方で、経営に立脚した家の展開方向もあわせて考察に値する実態を示すものと考えることができる。

注

(1) 幕藩体制における土地所有者は、いうまでもなく農民ではなく領主である。しかしこの領主的土地所有に對抗して農民的土地所有あるいは地主的土地所有の実態が幕藩体制下に発生、展開することも、この発生・展開のメカニズムについての解釈の相違（いわゆる農民的余剰を認めるか否か等）はあれ、研究史上の共通認識といつてよいであろう。近世村落における土地をめぐる農民の「所有者」としての発展は、本稿ではそれ自体実証的な検討対象とはしていないが、ここでの事例分析を通じても、農民が単なる封建貢租の負担者として、全剰余を領主に収奪しつくされる存在と考えることはできない。むしろ積極的な土地獲得（集積）行為が農民間に展開されるとみられるのであり、農民の土地「所有者」として性格は、全面的ではなくとも発展しつつあるものと考えられる。とりわけ以下で分析するように、同族形成の絡んだ土地集積の形態は、逆にその主体的特質を「家」として把える立場を促すものの、農民による土地に対する主体的獲得と所有の展開を想定せずには扱えられないものがある。所有の他にも保有、占有あるいは専有といった概念があり、一方その対象も土地だけに限られていないという意味で、対物関係とそれにかかわる人間関係の構造的把握という視点から検討されるべき問題は多いが、ここでは対象を土地に限定するとともに、より一般的用法と思われる「所有」を用いることにした。

(2) 西沢武彦「松代藩の検地」『信濃』第八卷三号、一九五六年。

(3) 「均等分割」ないし「均分相続」を「小農自立」と表裏一体の現象と把える傾向もあるが、実態上はともかくとしても、理論的には家族史上の概念と農業史上のそれとは区別して把えられるべきであろう。

(4) 西沢前掲論文。

(5) 松代藩領の村々におけるその意義については竹内利美「検地と分家慣行」（『家族慣行と家制度』一九六九年、第三章一五頁）で詳細な検討がなされている。

(6) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度 増補版』一九六八年、一五九頁。

(7) 近世初期における「屋敷地」の重要性については長谷川善計「同族団の初源的形態と二つの家系譜」（『神戸大学文学部紀

要』第九・十号、一九八一・三年)。ここでは近世初期まで「家」観念の支柱に「屋敷地」があり、また初期本百姓から近世本百姓の転化が「屋敷地共同体的複合家族」の分解として扱えられている。

(8) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」(古島敏雄編『日本地主制史研究』一九五八年、第三章五六頁以下)。

(9) 西沢前掲論文。鈴木 寿『近世知行制の研究』一九七〇年五二頁。

(10) 松代藩の宝暦の改革を推進した恩田奎は、村内階層分化の実態を認める一方で、村内和合を奨励し、その一環として潰百姓の責仕を五人組、村役人に負わしめようとしている。「村中和合を以小百姓末々迄専ら助言を加え、身上持立る様に可致処近來者小百姓をかすめ、手間隙を費させ、致難義由相聞候、…若身上持立る事難成ものも有之ハ、五人組相代之もの互ニ申あハせ、私なく村中途相談、身上持立さする様に可被取計、万一打捨置潰族も有之、役目に相聞る共、御僉議之上急度可及御沙汰候…」(西沢武彦「松代藩における恩田奎の改革」『信濃』第八卷十一号、六八四頁)。

(11) 近世村落における分家が本来「村内分家」として行われることについては竹内前掲書第五章三五二頁以下。

(12) 「同族の構造的解体」の一類型として「同族結合の親類関係化……すなわち同族結合が後退して親族関係が表面化して行くこと」は松本通晴氏により論述されている(「同族結合の解体」『講座家族』一九七四年五章三節)。